

## 債権の放棄について

### 放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	債権の種類	金 額	件 数	資料 番号
弁償金（生活保護費） （福祉部）	非強制徴収公債権	190,837 円	6 件	1
障害者福祉手当における過払い金 （福祉部）	非強制徴収公債権	91,000 円	1 件	2
計		281,837 円	7 件	

## 債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	令和3年8月14日	40,852円	2号事由	令和6年3月14日	令和5年1月26日徴収停止（13条2号）
2	令和3年8月21日	28,020円	同上	同上	同上
3	令和4年3月13日	22,521円	同上	同上	同上
4	令和4年3月18日	4,700円	同上	同上	同上
5	令和4年5月12日	48,400円	同上	同上	同上
6	令和4年8月13日	46,344円	同上	同上	同上
小計		190,837円			6件
計		190,837円			6件

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項

第2号 徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

徴収停止後の期間：品川区私債権等の管理に関する規則第9条

条例第17条第1項第2号に規定する相当の期間は、1年とする。

参考（徴収停止）：品川区私債権等の管理に関する条例第13条

区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難または不適當であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

第1号 略

第2号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

第3号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

## 債権の名称 障害者福祉手当における過払い金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	令和元年12月20日	91,000円	3号事由	令和6年3月8日	
計		91,000円			1件

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条1項

第3号 破産法その他の法令の規定により債務者が私債権等につきその責任を免れたとき  
または法人である債務者が破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。